平成２１年（フ）第１０２２号
埼玉県上尾市大字壱丁目455番地47
債務者　佐々木江里子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
埼玉県比企郡川島町大字中山2158番地10
債務者　中村　佳奈
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１６号
埼玉県川越市新宿町５丁目13番地28　新宿団地４―401号室
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３９号
長崎県長崎市高浜町3952番地
債務者　峰　　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ1303号
債務者　宮原　亜矢
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
長崎県長崎市小峰町14番25―1302号
債務者　佐藤美由紀（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
長崎県長崎市小峰町14番25―1401号、旧住所長崎県長崎市上銭座町７番50号浜田アパート202
債務者　網代美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
長崎県長崎市滑石３丁目30番23号、住民票上の住所長崎県長崎市滑石３丁目32番20号
債務者　吉野　喜幸
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
長崎県長崎市琴海村松町723番地１　サンガーデン琴海Ｂ―202
債務者　前田利恵子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０３号
長崎県長崎市愛宕１丁目19番19号
債務者　田口　　壽
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
長崎県長崎市愛宕１丁目19番19号
債務者　田口　通子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
長崎県長崎市西小島１丁目６番14号、住民票上の住所長崎県長崎市愛宕１丁目19番19号
債務者　田口　喜章
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
長崎県長崎市大浜町473番地１　ブルーハイツ大浜606号、旧住所長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＤ1207号
債務者　松本　伸一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
熊本市戸島西１丁目７番72号
債務者　大笹　由梨
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７６５号
札幌市東区伏古８条５丁目３番24号　アリエスＡ５号
債務者　横山智恵子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２８０号
北海道網走郡大空町女満別東２条５丁目１番４号、申立時の住所北海道北広島市北進町２丁目１番地２―204
債務者　岩原奈津子（旧姓玄藤）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１２号
札幌市南区川沿12条１丁目１番85―206号
債務者　渡部　亮一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部